

松江市健康まつえ応援団事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市が、がん検診の普及啓発、生活習慣病予防等健康づくり活動に積極的に取り組む企業、団体、複数の企業が参画するグループ等（以下「企業等」という。）を松江市健康まつえ応援団として認定し、連携することにより、市民の健康づくりを支える環境を整え、もって、市民の健康的な生活を実現し、健康寿命延伸を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 健康づくり活動に意欲を有する企業等を対象とする。

(認定要件)

第3条 松江市は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する企業等を松江市健康まつえ応援団として認定するものとする。

- (1) 地域密着で、市民と接する窓口を市内に有する企業等
- (2) 業務内容が健康診査又はがん検診の普及啓発活動と関連性がある企業等
- (3) 従業員に対する生活習慣病予防を中心とした健康づくりの取組を行っている企業等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市への提案、事業所の取組内容等が市民の健康寿命延伸に大きな効果があると認められる企業等

(認定の申込み)

第4条 前条の認定を受けようとする企業等の代表者は、松江市健康まつえ応援団事業認定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(認定)

第5条 市長は、申込書の提出があった場合には、内容を審査の上、第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該企業等を松江市健康まつえ応援団として認定し、認定を受けた企業（以下「認定企業等」という。）であることを証明するステッカー（様式第2号）を交付する。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、松江市がん検診推進企業等連携事業協定実施要綱（平成24年度松江市告示第426号）に基づき、松江市と協定を締結した企業等は、認定を受けたものとみなし、前項に規定するステッカーを交付する。

3 認定の有効期間は、認定日から当該年度の末日までとし、期間の満了する1月前までに、市長又は認定企業等の代表者から終了の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（連携及び協力事項）

第6条 認定企業等は、次の各号に掲げる取組（以下「取組」という。）のいずれかを行うことにより、広く市民に対して、健康づくり活動を行うものとする。

- (1) 顧客窓口等における松江市が作成するチラシ等の配布及びポスターの掲示
- (2) 松江市が実施する健康づくりイベントへの参加及び協力
- (3) 顧客窓口等における健康診査及びがん検診の受診勧奨等啓発活動の実施
- (4) 健康づくり啓発イベントの実施
- (5) 系列企業、取引企業等に対する健康診査及びがん検診受診勧奨等啓発活動の実施
- (6) 従業員に対する健康に関する情報提供、健康講座の開催等健康づくり活動の実施
- (7) 従業員に対する健康診査及びがん検診の実施又は受診勧奨並びに受診しやすい職場環境への配慮
- (8) 前号の健康診査又はがん検診の結果、精密検査が必要となった従業員への精密検査の受診勧奨及び精密検査を受診しやすい環境への配慮
- (9) 従業員にとって病気の療養及び家族の看護がしやすい環境への配慮
- (10) 従業員が、病気であることを理由に不利益な扱いを受けることがないような配慮
- (11) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりに関する積極的な取組

2 市長は、認定企業等に対し健康づくりに関する情報を提供するとともに、認定企業等の取組の内容等を松江市ホームページに掲載すること等により市民に広報するものとする。

3 認定企業等は、商品パッケージ、広告等に松江市健康まつえ応援団である旨の表示をし、及び第5条第1項のステッカーの図柄を使用することができる。

（報告）

第7条 認定企業等は、当該年度における取組の状況について、翌年度の5月末日までに健康まつえ応援団事業取組報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

（事業からの暴力団排除）

第8条 市長は、企業等が次に掲げるものであると認める場合は、第5条の認定を行わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
- (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (6) 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約又は資材の購入契約等を締結している法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定企業等から申出があった場合は、認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定企業等に法令又はこの要綱に違反する行為があった場合は、認定を取り消すことができる。

3 第1項又は前項の規定により認定を取り消したときは、当該企業等は、第5条第1項のステッカーを市長に返却するとともに、第6条第3項の規定により作成した商品パッケージ、広告等を使用してはならない。

4 第1項又は第2項の規定により認定を取り消した場合において、認定を取り消された企業等に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に松江市がん検診推進企業等連携事業協定実施要綱に基づき、松江市と協定を締結している企業等は、第4条及び第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年6月25日に、第5条第1項の認定を受けたものとみなし、同項に規定するステッカーを交付する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月24日から施行する。

健康づくり活動について既に取り組んでいることと、今後取り組もうと思っていることをお知らせください。 (□にチェックしてください。複数選択可。)	
従業員に対する取組	
□がん検診受診勧奨	<input type="checkbox"/> 検診の実施又は呼びかけ <input type="checkbox"/> 検診の情報提供 <input type="checkbox"/> 勉強会・研修会の開催 <input type="checkbox"/> 検診時間を就業時間内で確保 <input type="checkbox"/> 無料検診・費用一部負担 <input type="checkbox"/> 要精密検査者への受診勧奨 <input type="checkbox"/> 要精密検査者に対する就業時間内での検診時間の確保
□健康診査の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 健診の実施又は呼びかけ <input type="checkbox"/> 健診の情報提供 <input type="checkbox"/> 勉強会・研修会の開催 <input type="checkbox"/> 健診時間を就業時間内で確保 <input type="checkbox"/> 無料健診・費用一部負担 <input type="checkbox"/> 要精密検査者への受診勧奨 <input type="checkbox"/> 要精密検査者に対する就業時間内での検診時間の確保
□職場環境への配慮	<input type="checkbox"/> 病気の療養及び家族の看護のための特別休暇の設定 <input type="checkbox"/> 病気の療養及び家族の看護のための勤務時間への配慮 <input type="checkbox"/> 病気を理由に不利益な扱いを受けないように社内研修の開催
□健康づくりの取組	<input type="checkbox"/> 食育 社内報などによる情報発信、食事バランス等の表示等 <input type="checkbox"/> たばこ対策 社内報などによる情報発信、分煙、禁煙、禁煙支援等 <input type="checkbox"/> 運動 社内報などによる情報発信、運動施設利用料の補助等 <input type="checkbox"/> 歯と口 社内報などによる情報発信、歯科けんしんの実施等 <input type="checkbox"/> こころ 社内報などによる情報発信、研修会の実施、ゲートキーパーの育成等
市民に対する取組	
□がん検診の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 顧客窓口等でのポスター掲示及びチラシ配布 <input type="checkbox"/> 貴社ホームページ等を活用して情報発信 <input type="checkbox"/> 市のイベント運営への協力、動員 <input type="checkbox"/> 企業独自の取組の計画・実施
□健康診査の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 顧客窓口等でのポスター掲示及びチラシ配布 <input type="checkbox"/> 貴社ホームページ等を活用して情報発信 <input type="checkbox"/> 市のイベント運営への協力、動員 <input type="checkbox"/> 企業独自の取組の計画・実施
□健康づくりの取組	<input type="checkbox"/> 食育 ヘルシーメニューの提案、食事バランスの表示、地産地消の取り組み等 <input type="checkbox"/> たばこ対策 分煙、禁煙、禁煙支援等 <input type="checkbox"/> 運動 情報発信、イベント・講習会等の開催等 <input type="checkbox"/> 歯と口 情報発信、イベント・講習会等の開催等 <input type="checkbox"/> こころ 情報発信、勉強会・研修会の実施等
系列企業や取引企業等に対する取組 <input type="checkbox"/> 企業方針としての表明 <input type="checkbox"/> 系列企業への情報提供 <input type="checkbox"/> 取引企業への情報提供	
その他、健康づくりに関わる積極的な取組（ご自由に記載ください。）	
貴社が実施する健康診査及びがん検診の受診率等について今後、松江市に報告していただくことができますか。参考までにお聞かせください。	
項目の□にチェックしてください。健康診査及びがん検診受診率等の提出は可能ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

添付書類	
企業の場合	団体の場合
(1) 会社案内及び定款の写し又は「活動内容がわかる書類」のいずれか	(1) 会則 (2) 組織概要 (3) その他該当団体の活動内容がわかる書類

様式第2号（第5条関係）



松江市健康まつえ応援団



松江市

第 号 事業所名

健康まつえ応援団事業取組報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

松江市健康まつえ応援団事業実施要綱第7条の規定に基づき、年度における取組状況を次のとおり報告します。

企業・団体名	ふりがな
所在地	〒
代表者名	
取組内容※	【従業員に対する健康診査及びがん検診の受診勧奨】
	【職場環境への配慮】
	【従業員に対する健康づくりの取組】
	【市民に対する健康診査及びがん検診の受診勧奨】
	【市民に対する健康づくりの取組】
	【系列企業や取引企業等に対する取組】
	【その他、健康づくりに関わる取組】
【本市の健康まつえ応援団であることを、対外的に名乗っている場合はその具体的な内容】	
市ホームページでの取組内容掲載の支章の有無	なし あり

※ 取組んだ内容を記入してください。すべての項目について報告を求めるものではありません。また、取組内容が

分かる資料が別にある場合は、それを添付していただいても結構です。

（裏面もご記入ください）

貴社が実施する健康診査及びがん検診受診率について、可能な範囲でお聞かせください。
 別に集計した資料がある場合は、それを添付していただいても結構です。
 (人間ドックの場合は、該当のけんしん項目に振り分けてください。)

けんしんの種別	けんしんの内容 □にチェックをしてください。	対象年齢	対象者数	受診者数	受診率
健康診査	□特定健診項目 □追加項目 ()				
胃がん	□バリウム検査 □内視鏡検査 □その他 ()				
肺がん	□レントゲン □ヘリカルCT □その他 ()				
大腸がん	□便検査 □その他 ()				
子宮頸がん	□細胞診 □細胞診及びHPV検査 □その他 ()				
乳がん	□マンモグラフィ検査 □マンモグラフィ検査及び視触診 □超音波検査 □その他 ()				
前立腺がん	□血液検査 □その他 ()				